

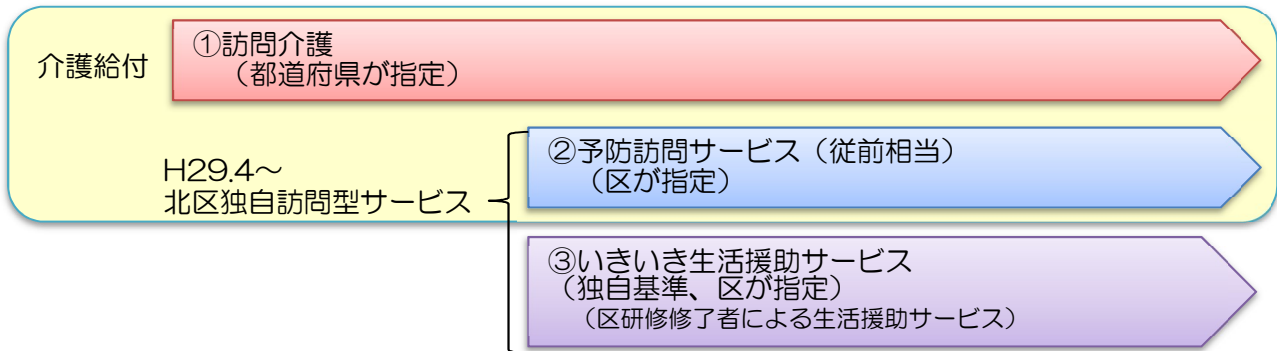
北区独自訪問型・通所型サービスにおける事業者指定の留意事項について

本通知は、本サービスを円滑に実施するためにサービスを提供する事業者の指定手続きにおける留意事項をまとめたものです。

※本書では介護予防・日常生活支援総合事業を「総合事業」と、北区独自訪問型サービスと北区独自通所型サービスを合わせて「北区独自サービス」と表記します。

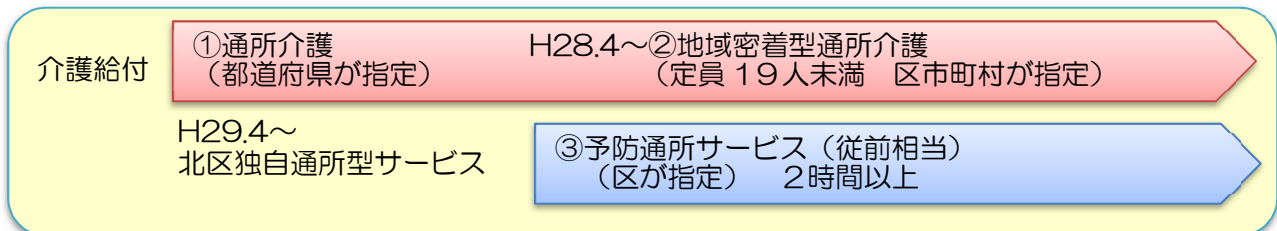
訪問介護事業所のサービスについて

以下の①及び②の指定サービスは、これまでと同様に一体的運営が可能です（新たな人員不要）。一方、③いきいき生活援助サービスは新たな人員が必要な場合があります。



通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所含む）のサービスについて

以下の①（又は②）及び③までの指定サービスは、これまでと同様に一体的に運営が可能です（それぞれ定員を分ける必要はありません）。



指定申請が必要な事業所について

北区が保険者である要支援者・事業対象者に訪問型・通所型サービスを提供する場合は、区内・区外を問わず、全ての事業所が「北区独自サービス（A3、A7）」としての事業者指定を受ける必要があります。

- 北区の被保険者が他区市町村の住所地特例対象施設に住民票を移して居住している場合には、北区の実業家指定を受ける必要はありません。
- 現に要介護者のみに提供している事業者でも、要介護から要支援へ認定が変更となった場合や、新規申請で要介護を見込んだものの要支援で決定された場合などは、事業者指定が必要です。

<指定を受けないとどうなるの？>

もし、事業者指定を受けていない場合は、要支援者（事業対象者を含む）に北区独自サービスを提供出来ません。要介護の方が要支援に移る場合や新規利用の方が、円滑なサービス提供を受けられるように早めの指定申請をお願いいたします。

指定申請の期限について

【指定日の前々月の月末】が締切となります。

- 「新規申請の方」、「認定済みだがサービスを利用していなかった方」などにサービス提供する場合は、その時点で指定済であることが必要です。

指定に必要な書類についてはホームページをご確認ください。

予防訪問サービスの指定基準

◆人員基準

【訪問介護と同様】

- 管理者 常勤・専従1人以上（支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能）
- 訪問介護員 常勤換算2.5人以上
＜資格要件＞
 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等
- サービス提供責任者
 常勤の訪問介護員等のうち、利用者（要介護・要支援・事業対象者）40人
 又はその端数を増すごとに1人以上
※常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合は、50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる
 小＜資格要件＞
 介護福祉士、実務者研修修了者等

◆設備・運営基準

【訪問介護と同様】

◆指定基準の考え方

北区独自サービスの円滑な実施のため、【人員基準】、【設備・備品等の基準】については、訪問介護と予防訪問サービスの指定を併せて受け、かつ同一の事業所で一体的に運営する場合は訪問介護と同様となります。

	訪問介護	予防訪問サービス
管理者	全体で常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能	
サービス提供責任者	全体で利用者の数が40人 又はその端数を増すごとに1人以上 （要件緩和あり 上表「予防訪問サービスの指定基準」参照） <small>＜資格＞ 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者を含む）、看護師、准看護師、保健師 ※訪問介護と予防訪問サービスを一体的に運営する場合は、訪問介護と兼務可能 ※いきいき生活援助サービスを一体的に運営する場合においては、兼務可能</small>	
訪問介護員等	全体で常勤換算2.5人以上 <small>＜資格＞ 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級・2級修了者を含む）、看護師、准看護師、保健師</small>	

◆指定申請書類の記載について

○「付表第三号（一）」について

- ・「管理者」 1人 常勤、かつ支障がない場合には、他の職務、他事業所等の職務に従事可能な方を記載

※訪問介護と予防訪問サービスを一体的に運営する場合は、これらのサービスの管理者との兼務については、「他の事業所、施設等の職務との兼務（兼務の場合のみ記入）」には記載不要

- ・「サービス提供責任者」 全体の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上記載

※訪問介護と予防訪問サービスを一体的に運営する場合は、訪問介護と兼務可能

※非常勤サービス提供責任者を配置する場合、当該職員は、次のア及びイ又はウの要件を満たす必要あり

（利用者の数が41人以上の事業所のみ）

ア：常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1に達している

イ：利用者の数が41人以上200人以下の事業所の場合、常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上

ウ：利用者の数が201人以上の事業所の場合、常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上

※サービス提供責任者は、いきいき生活援助サービスの訪問事業責任者との兼務可能。ただし、いきいき生活援助サービスの従事した勤務時間は、一体的に運営する場合の訪問介護・予防訪問サービスの勤務時間に算定不可

※いきいき生活援助サービスを一体的に運営している訪問介護事業所及び予防訪問サービス事業所のサービス提供責任者は、いきいき生活援助サービスの利用者を1/2として換算することが可能。

※利用者の数は前3ヶ月の平均値。新規指定事業所については推定数

- ・「従業者」全体でサービス提供責任者を含む訪問介護員等が、常勤換算方法で2.5人以上記載

※訪問介護と予防訪問サービスを一体的に運営する場合は、訪問介護と兼務可能

※訪問介護員等の勤務時間は、一体的に運営する場合の訪問介護の訪問介護員等の勤務時間とあわせて算定可能

※訪問介護員等はいきいき生活援助サービスに従事可能。ただし、いきいき生活援助サービスでの勤務時間は、一体的に運営する場合の訪問介護・予防訪問サービスの勤務時間に算定不可

【常勤換算方法とは】

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は、週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

【勤務延時間数に算入することができる時間数】

従業者1人につき、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数が上限（労働基準法の適用を受けない職員（役員等）も同様）

○「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について

- ・いきいき生活援助サービスの従業者を兼務する訪問介護員等については、いきいき生活援助サービスの勤務時間は除き、一体的に運営する場合の訪問介護・予防訪問サービス全ての勤務時間を記載

いきいき生活援助サービスの指定基準

〈いきいき生活援助サービス 訪問介護事業所・シルバー人材センター〉

◆人員基準

○管理者 専従1人以上（支障がない場合、他の職務、**他事業所等**他事業所等の職務に従事可能）

○従事者 1人以上必要数（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）
〈資格要件〉
区の一定研修の修了者（有資格者は区の一定研修を修了したものとみなす）

○訪問事業責任者 ⇒ サービス提供責任者の職務を担う
1人以上必要数（サービス提供責任者との兼務可。その他は支障がない場合他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）
〈資格要件〉
介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等

◆設備・運営基準

【個別サービス計画及び実施記録のみ書式簡素化、他は予防訪問サービスと同様】

◆指定基準の考え方

いきいき生活援助サービスは、専門職によるサービス提供である予防訪問サービスとは異なり、北区生活援助員（区の研修修了者）等による生活援助サービスを提供します。そのため、訪問介護・予防訪問サービスとは人員基準が異なります。

北区生活援助員⇒ 北区が実施する生活援助員研修を修了した者

なお、有資格者（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級・2級修了者を含む）、ヘルパー3級、看護師、准看護師、保健師）は、生活援助員研修を修了したものとみなしてサービス提供可能

訪問事業責任者⇒ いきいき生活援助サービスにおいて、サービス提供責任者の職務を担う者
具体的には以下のとおり

- ①利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、いきいき生活援助サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「いきいき生活援助サービス計画書」を作成すること。なお、既にケアプランが作成されているときは、その内容に沿って作成すること
- ②いきいき生活援助サービスの利用の申込みに係る調整を行うこと
- ③利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること
- ④サービス担当者会議への出席等の地域包括支援センター等との連携に関すること
- ⑤生活援助員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること
- ⑥生活援助員の業務の実施状況を把握すること
- ⑦生活援助員の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと
- ⑧生活援助員に対する研修、技術指導等を行うこと
- ⑨その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと

◆指定申請書類の記載について

いきいき生活援助サービス	
管理者	専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、 他事業所等 の職務に従事可能
訪問事業責任者	常勤換算か否かは問わず、1人以上必要数 <資格> 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級・2級修了者を含む）、看護師、准看護師、保健師 ※訪問介護、予防訪問サービス等のサービス提供責任者は、 <u>訪問事業責任者との兼務可能。ただし、いきいき生活援助サービスに従事した勤務時間は、一体的に運営する場合の訪問介護・予防訪問サービスの勤務時間に算定不可</u> ※その他支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 例）いきいき生活援助サービスの従業者など
従業者 (生活援助員)	常勤換算か否かは問わず、1人以上必要数 <資格> 区が実施する生活援助員研修の修了者 訪問介護員等（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級・2級修了者を含む）、ヘルパー3級、看護師、准看護師、保健師）は研修を修了したものとみなし、生活援助員研修の受講は不要 ※訪問介護・予防訪問サービスの訪問介護員等は、訪問介護・予防訪問サービスの人員基準を遵守したうえで支障が生じない範囲で、いきいき生活援助サービスの生活援助員との兼務可能 ※訪問介護員等が生活援助員と兼務している勤務時間は、訪問介護・予防訪問サービスの訪問介護員等の勤務時間に算定不可

○「付表第三号（一）」について

- ・「管理者」 1人 常勤、かつ支障がない場合には、他の職務、**他事業所**等の職務に従事可能な方を記載
- ・「訪問事業責任者」 常勤換算か否かは問わず、1人以上記載
 ※訪問介護・予防訪問サービスのサービス提供責任者が兼務することが可能。ただし、いきいき生活援助サービスに従事した勤務時間は、一体的に運営する場合の訪問介護・予防訪問サービスの勤務時間に算定不可
 ※「サービス提供責任者」欄に記載すること。
- ・「従業者」 常勤換算か否かは問わず、1人以上記載
 ※訪問介護・予防訪問サービスの訪問介護員等が兼務する場合は、兼務欄に記載
 ※訪問介護員等が生活援助員と兼務している勤務時間は、一体的に運営する場合の訪問介護・予防訪問サービスの訪問介護員等の勤務時間に算定不可
 ※生活援助員を採用していない場合は予定人数を記載
 ※従業者は人数を記載（常勤換算か否かは問わない）

○「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について

- いきいき生活援助サービスの北区生活援助員を兼務する訪問介護員等については、一体的に運営する場合の訪問介護・予防訪問サービスの勤務時間を除き、いきいき生活援助サービスの勤務時間を記載

予防通所サービスの指定基準

通所介護（地域密着型通所介護）と、予防通所サービスを一体的に運営している場合は、通所介護（地域密着型通所介護）の人員・設備基準を満たすことをもって、北区独自通所型サービスの人員・設備基準を満たすものとみなす

◆人員基準

【通所介護（地域密着型通所介護）と同様】

- 管理者 常勤・専従1人以上（支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能）
 - 生活相談員 専従1人以上
 - 看護職員 専従1人以上※
 - 介護職員 15人以下 専従1人以上
15人超 利用者1人に専従0.2人以上
 - 機能訓練指導員 1人以上
- ※利用定員10人以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1人の配置で可

◆設備基準

【通所介護（地域密着型通所介護）と同様】

- 食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）
- 静養室・相談室・事務室
- 消火設備その他の非常災害に必要な設備
- 必要なその他の設備・備品 等

◆運営基準

【通所介護（地域密着型通所介護）と同様】

- 個別サービス計画の作成
- 秘密保持等
- 事故発生時の対応 等

19

◆指定基準の考え方

北区独自サービスの円滑な実施のため、【人員基準】、【設備・備品等の基準】については、通所介護（または地域密着型通所介護）と予防通所サービスの指定を併せて受け、かつ同一の事業所で一体的に運営する場合は、通所介護（または地域密着型通所介護）と同様となります。

【食堂・機能訓練室に関する設備基準】

	通所介護・地域密着型通所介護	予防通所サービス
食堂・機能訓練室	全体で1人あたり3㎡×利用定員以上	

【人員基準】

【単位ごと】	通所介護・地域密着型通所介護	予防通所サービス
管理者	<p>全体で常勤・専従1人以上</p> <p>※支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能 例)生活相談員など</p>	
生活相談員	<p>提供を行う時間数に応じて全体で専従1人以上</p> <p><資格> 社会福祉士、社会福祉主事(3科目主事)、精神保健福祉士 介護支援専門員、介護福祉士等(平成28年9月15日付東京都通知28福保高介第875号 通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について)参照)</p>	
看護職員	<p>全体で専従1人以上</p> <p>ただし、利用定員10人以下の場合は介護職員または看護職員のいずれか1人の配置で可</p> <p><資格> 看護師、准看護師</p> <p>※提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて当該事業所と密接かつ適切な連携(当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること)を図ることが必要</p> <p>※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が当該事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと当該事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする</p>	
介護職員	<p>全体で専従・常時1人以上</p> <p>利用者全体で15人まで 1人以上</p> <p>利用者全体で15人超 利用者1人につき0.2人以上</p>	
機能訓練指導員	<p>全体で1人以上</p> <p><資格> 看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師又はきゅう師</p>	

※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤

※機能訓練指導員における、はり師及びきゅう師の配置については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。

◆指定申請書類の記載について

○「付表第三号(二)」について

- ・「管理者」 1人 常勤、かつ支障がない場合には、他の職務、**他事業所等**の職務に従事可
- ※「**他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)**」については、通所介護(または地域密着型通所介護)と一体的に運営する場合は、これらのサービスの管理者との兼務については記載不要

- 「生活相談員」「看護職員」「介護職員」「機能訓練指導員」は通所介護（または地域密着型通所介護）と一体的に運営する場合、通所介護（または地域密着型通所介護）の指定申請内容と同じ人員数を記載
※「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」と人員数が一致するよう記載

◆その他の留意事項について

○事業所規模による区分の平均利用延人員数に含める利用者

- 予防通所サービスは従前相当サービスに位置付けられるため、その利用者は、通所介護（地域密着型通所介護を除く）において、通常規模型通所介護費（平均利用延人員数750人以下）、大規模型通所介護費（Ⅰ）（前年度の1月当たりの平均利用延人員数751人以上900人以下）、大規模型通所介護費（Ⅱ）（前年度の1月当たりの平均利用延人員数901人以上）の事業所規模による区分における平均利用延人員数に含まれますので、通所介護費算定（地域密着型通所介護は除く）にあたってはご注意ください。